

平成 2 2 年度

財政援助団体等監査報告書

社団法人多摩市シルバー人材センター

[主管部課：健康福祉部高齢支援課]

平成 2 3 年 2 月 2 5 日

多摩市監査委員

平成22年度財政援助団体等監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成22年度財政援助団体監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成23年2月25日

多摩市監査委員 沢登 袈裟平
多摩市監査委員 今井 三津江

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

- (1) 名称 社団法人多摩市シルバー人材センター（所管部課 健康福祉部高齢支援課）
- (2) 所在地 多摩市桜ヶ丘4丁目40番1
- (3) 範囲 平成21年度の事業のうち、財政的援助に係る出納その他の事務執行について
- (4) 補助金の名称 社団法人多摩市シルバー人材センター運営費補助金
- (5) 補助金額 34,321,746円
- (6) 補助目的 社団法人多摩市シルバー人材センターに対し、その運営費の一部を補助することにより、円滑な運営を促進し、もって本市の高齢者の福祉の増進に寄与すること

3 監査の期間

平成22年11月1日から平成23年2月24日まで

4 監査の場所

多摩市東会議室棟監査委員室

5 監査の方法

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、社団法人多摩市シルバー人材センター

から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合、質問、その他必要と認められた監査手続きを実施した。

6 監査の観点

- (1) 補助金の決定が法令に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的、対象事業の内容は明確であるか
- (3) 補助金に関する条件の内容は明確かつ適正であるか
- (4) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続きが適正であるか
- (5) 補助金の効果、条件の履行が実績報告書によりなされているか
- (6) 補助金交付団体の指導監督が適切に行われているか
- (7) 補助団体の事業計画書、予算書、実績報告書は符合しているか
- (8) 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか

第2 監査の結果等

1 監査団体の概要

社団法人多摩市シルバー人材センターは、定年退職後等において、一般雇用には馴染まないが、働く意欲があり健康な高齢者のために、地域社会との連携を保ちながら、その知識や経験、希望に沿った就業機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に、自主的組織である多摩市高齢者事業団として昭和55年3月18日に発足し、昭和62年6月に東京都の認可を受け、社団法人シルバー人材センターとして設立された。

平成22年4月1日現在の事業内容、組織、構成員等は、次のとおりである。

(1) 事業内容

- ア 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- イ 高齢者の就業に関する調査研究
- ウ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する高齢者に対する無料職業紹介事業の実施
- エ 高齢者の就業に関する相談
- オ 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、その希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供（高齢者に対する就業保障又は収入保障のための事業を除く。）
- カ 高齢者に対する簡易な仕事に関する知識、技能の付与を目的とした講習等の実施
- キ その他センターの目的を達成するために必要な事業

(2) 役員数等

ア	会長	1名
イ	副会長	1名
ウ	常務理事	1名
エ	理事	13名
オ	監事	2名

(3) 構成等

ア	理事会（会長1名、副会長1名、常務理事1名、理事12名）
イ	総務部会
ウ	事業部会
エ	広報部会
オ	三事業営業部
カ	財務部
キ	事務局

(4) 職員数

15人（常勤職員5人、非常勤職員10人）

(5) 会員数

924人

(6) 収支状況（決算額）

ア	事業活動収入	528,386,016円
イ	事業活動支出	517,104,564円

(7) 市との関係

ア 市は、社団法人多摩市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱に基づき、補助金を交付している。

平成21年度補助金交付額 41,880,000円

イ 市は、社団法人多摩市シルバー人材センターに業務を委託している。

平成21年度業務委託金額 270,612,524円

ウ 市は、多摩市公益法人への多摩市職員の派遣等に関する条例第2条に基づき、社団法人多摩市シルバー人材センターに役職員として専ら従事させるため、職員1名（人件費は市負担）を派遣している。

エ 市は、社団法人多摩市シルバー人材センターからの行政財産の目的外使用許可申請により事務所等として市有地2586.35㎡及び建物332.41㎡の使用を許可し、行政財産使用料減免申請により使用料の全額を減免している。

2 監査団体に係る補助金事務手続きの状況

(1) 事業の実施について（補助金交付申請等の事務手続）

ア 交付申請日	平成21年	4月30日	（交付申請額	41,880,000円）
イ 交付決定日	平成21年	5月13日	（交付決定額	41,880,000円）
ウ 交付日	平成21年	5月20日	（第一四半期分	19,000,000円）
	平成21年	7月6日	（第二四半期分	8,500,000円）
	平成21年	10月8日	（第三四半期分	8,500,000円）
	平成22年	1月7日	（第四四半期分	5,880,000円）
エ 実績報告日	平成22年	4月23日	（実績報告額	34,321,746円）
オ 確定通知日	平成22年	5月13日	（交付確定額	34,321,746円）
カ 戻入命令日	平成22年	5月14日	（戻入額	7,558,254円）

(2) 収支決算状況

ア 収入の部

多摩市シルバー人材センターの財政的援助に係る補助金収入事務について、決算書、預金通帳、関係諸帳簿等を調査した結果、社団法人多摩市シルバー人材センター運営費補助金4188万円が収入されていた。

イ 支出の部

多摩市シルバー人材センターの補助対象事業費は、当初の事業計画では8919万4千円、補助申請額は4188万円で補助金の充当率は、47.0%であったが、事業実績報告では、7744万9854円で補助金3432万1746円が充てられ、補助金の充当率は44.3%であった。また、補助金の使途については、次のとおりであった。

区 分	補助申請額(円)	補助実績額(円)	差額(円)
人 件 費	33,217,000	25,658,746	7,558,254
管 理 運 営 費	2,523,000	2,523,000	0
就 業 開 拓 提 供 費	1,000,000	1,000,000	0
安 全 就 業 対 策 費	200,000	200,000	0
就 業 機 会 創 出 支 援 費	2,940,000	2,940,000	0
子 育 て 支 援 事 業 費	2,000,000	2,000,000	0
計	41,880,000	34,321,746	7,558,254

3 監査の結果

多摩市シルバー人材センターの財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況及び同団体に対する所管課の指導状況等について監査を実施した結果、財政的援助に係る出納その他の事務の執

行については、適正に処理されているものと認められたが、以下のとおり改善及び検討を要する事項が見受けられたので、所管部にあつては団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあつては適切な措置を講じられたい。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度、口頭で改善を求めた。

(1) 財政援助団体（社団法人多摩市シルバー人材センター）

ア 市補助金充当の一層の明確化について

市から交付される補助金は、要綱により補助対象経費が定められている。社団法人多摩市シルバー人材センターから提出のあった補助金交付申請、補助事業実績報告書に添付された書類では、補助対象経費の内容、金額、充当先が明確ではないものがあつた。このため、東京都の連合交付金との区別とあわせ、市からの補助金を確実に対象経費に充当し、補助対象以外に流用がないことを明確にするとともに、市の補助金交付要綱の補助対象項目と整合するものとされたい。

イ 補助事業の速やかな手続きについて

平成21年度の補助事業では、755万8254円を返還している。これは当初の補助金交付申請額の18%に相当する。補助金の交付条件に「補助金交付決定通知以降の各手続きについては、遅滞なく処理すること」、「疑義が生じた場合には、その都度協議すること」が付されているので、計画した事業について、変更が生じたのであれば、速やかに補助事業計画及び補助金額変更申請手続きを行われたい。

ウ 子育て支援事業について

平成21年度から国と市の補助金を活用して実施した子育て支援事業は、平成23年度をもって補助が終了する。補助終了後について、地域の子育て需要に的確に応じるとともに、採算が見合う事業となるよう市と綿密な調整を図られたい。

エ 業務の拡充について

高齢社会における就労機会を確保するため、多摩市シルバー人材センターの役割は重要であり、今後、会員数も増加するものと受け止める。平成23年度から公益法人となってより不特定多数の利益の増進に寄与することが必要となる。シルバー人材センターの請け負う仕事については、臨時的かつ短期的なものという制約があるが、女性を含めた会員と住民等の要求に対応できるような業務の多角化とともに、質の向上、さらなる安全の確保を図られたい。

(2) 所管部課（健康福祉部高齢支援課）

ア 補助金申請時及び確定時における審査について

市が社団法人多摩市シルバー人材センターに交付する補助金については、補助要綱に定める目的を達成するために、事業計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか、交付した補助金が補助の対象以外に流用されていないかを検証することが必要である。

この点については、平成14年度の財政援助団体監査結果において、市補助金と財団法人東京しごと財団からのシルバー人材センター連合交付金の充当が明確ではない旨を指摘したが、今回の監査においても補助金交付申請時、実績報告時に市に提出された添付書類では、補助金の充当先を明確に確認することが出来なかった。

このため、所管部課においては、補助金の交付申請時及び補助金額確定時の段階で、当該補助金が交付要綱に定める対象事業に充当され、補助目的がどのように達成されたのかを実証できるように検討し、団体へ指導をされたい。

イ 補助事業の進行管理について

平成21年度の補助事業では、社団法人多摩市シルバー人材センターから平成22年4月23日に提出された「平成21年度補助事業実績報告書」で補助金精算書として、差引過不足額75万8254円を報告しているが、平成22年1月5日付けで社団法人シルバー人材センターは、市に対して平成21年度第4四半期分の補助金588万円を請求している。

市が厳しい財政状況の下で市民サービスを実施していることを鑑みると、このような多額の残余金が生じることがないよう補助金所管部署としては、補助金交付団体の補助事業の四半期ごとの進行管理を行い、当初の補助事業が予定通りでないと明らかに認める場合は、補助事業計画の変更及び補助金変更交付申請をするよう指導されたい。

ウ 補助事業の対象経費について

補助金交付にあたっては、社団法人多摩市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱別表に定められているが、補助金申請では補助対象経費と名称が異なるものがある。このため、個々の補助対象経費が適切なものとなっているか改めて確認するとともに、補助金交付申請書の添付書類の収入支出予算書における経費の名称を補助金交付要綱と整合をとるよう補助金交付団体に指導し、及び調整をされたい。

エ 補助事業の改善並びに補助金交付団体への指導、助言及び調整について

社団法人多摩市シルバー人材センターへの運営費補助については、昭和55年の高齢者事業団の設立以来、継続されている。平均寿命の伸びと相まって元気な高齢者の就労確保は今後も重要な取り組みとなる。であるからこそ自ら補助事業のあり方を含め不断の改善を行うことが必要で

ある。平成14年度財政援助団体監査をはじめ、補助金の監査、決算審査等で意見を付してきたが、それらが確実に措置され、実行されてきたかどうか、そして効果が発揮でき、補助の目的がどのように達成されたのか検証する必要がある。

また、補助金の交付団体に対しても補助事業の実施にあたって、進行管理を相互に実施し、問題が発生する前に指導や助言、調整を行い、今後、益々厳しくなる市財政から貴重な税金を源としている補助金が有効に活用されるよう求めたい。